

日常生活自立支援事業って

どんなことをしてくれるの？

※「日常生活自立支援事業」は国庫補助金の名称です。
社会福祉法第2条には「福祉サービス利用援助事業」として規定されています。



定期的な訪問により、福祉サービスを利用する
お手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いする
ことで、高齢者や障害者の方々が住み慣れた
地域で生活できるように支援する事業です。

福祉サービスって
何があるんだろう？

1 福祉サービスを安心してご利用 できるようにお手伝いします。

福祉サービス利用援助

利用料は
P3P4を
ご参照ください

「福祉サービス」の利用援助は利用者全員に必ず提供するものです。

- 例えば…
- 福祉サービスについての情報提供を受けられます。
 - 福祉サービスを利用したり、やめるために必要なことを一緒に考えながら手続きをします。
 - 福祉サービスを利用して嫌なことがあったら、苦情解決制度を利用する手続きをお手伝いします。



お金の管理が心配



2 毎日の暮らしに欠かせない お金の出し入れをお手伝いします。

財産管理サービス

利用料は
P3P4を
ご参照ください

- 例えば…
- 医療費、税金、公共料金等を支払うお手伝いをします。
 - あなたの通帳から生活に必要なお金を払い出してお渡しします。また、預け入れすることもできます。



通帳や年金証書を
どこに置いたか
忘れてしまう

3 大切な書類や印鑑などを お預かりします。

財産保全サービス

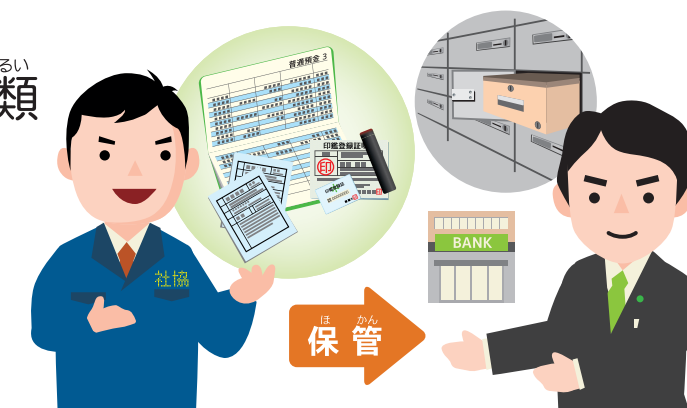
金融機関の貸金庫に保管します。
また、宝石、骨董品、貴金属類、株券、有価証券などはお預かりできません。



利用料
年間3,000円
(月額250円)

お預かりできるもの

- 年金証書、預貯金通帳、不動産権利証書、契約書類
- 実印、銀行印
- その他社会福祉協議会が
適当と認められた書類



その他、「弁護士・司法書士・社会福祉士紹介サービス」も利用できます。
このサービスは、本事業利用者以外の方も利用できます。 ※紹介料無料